

後期高齢者医療保険料における徴収誤りについて

後期高齢者医療保険料の徴収において、保険料を徴収する必要のない被保険者から、口座振替により徴収を行ったことが判明しました。関係の皆様にお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要 本来後期高齢者医療保険料を徴収する必要のない被保険者から、事務処理の誤りにより保険料を口座振替により徴収したことが判明しました。誤って徴収したのは3世帯5名の方です。

2 経過

- ・令和8年7月13日 被保険者から身の覚えのない保険料の引き落としがあると電話での照会により上記事象が判明。収納の状況を確認したところ、3世帯5名の被保険者の方から274,800円の誤徴収があることを確認。
- ・令和8年7月15日 対象の方に個別訪問を行い、お詫びとともに状況を説明。
- ・令和8年7月30日 対象の方へ誤徴収となっていた保険料を還付。

3 誤徴収となった原因

- ・令和8年3月9日に新規加入、死亡、転入転出、所得の変更等事由とした保険料算定に必要なデータを作成しました。
- ・令和8年3月9日に作成したデータを長野県後期高齢者医療広域連合へ送付しました。
- ・令和8年3月10日に長野県後期高齢者医療広域連合から賦課されるべきでない被保険者データがあるとの指摘があり、データを確認したところ、19名の方の賦課データに誤りがあることが判明しました。
- ・誤った賦課データについては、更正処理の手続きを行いました。誤徴収となった5名の方は口座振替の登録をいただいております。口座振替の停止を行う必要がありましたが、その処理を失念し、3月末に保険料を引き落とし誤徴収となりました。

4 対応

- ・対象の3世帯5名の方には、令和8年7月15日に個別訪問を行い、お詫びと状況説明を行いました。
- ・誤徴収の保険料は令和8年7月30日に誤って引き落した口座へ還付しました。
- ・残りの14名の方は、確認の上、保険料の更正を行い過納付となっていません。また、対象の3世帯5名の方の保険料についても更正処理済みです。

5 再発防止に係る対応

- 保険料について、正確に管理していくことは制度の根幹であり、このようなミスはあってはならないことのため、下記について徹底し、同様のミスがないよう努めてまいります。
- ・後期高齢者医療広域連合、システムベンダー及び市担当者間の情報共有を徹底します。
- ・システム更新時のテストや保険料更正時のチェック体制を強化し、適切な事務処理を徹底します。
- ・賦課データ(月次処理)の取り込みにおけるシステム上の誤り等がないか確認を徹底します。

6 添付資料 有 ☐ 無 ☒

[本件に関するお問い合わせ先](#)